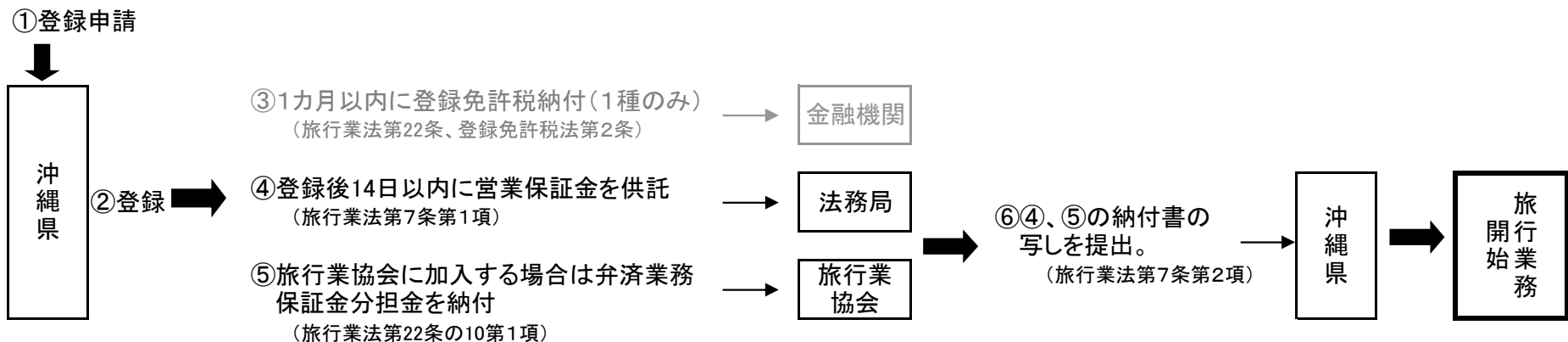


旅行業務開始までの営業保証金の手続き



営業保証金の取戻し

①営業保証金取戻し事由の発生

- ・変更登録(1種→2種、2種→3種など)
- ・登録の抹消
(登録の取消、有効期間満了、事業廃止など)
- ・旅行業協会の保証社員となった
- ・取引額減少により規定額を下回ったとき
(取引額報告書で確認)

県
通
知
文
書
あり

②営業保証金を取戻す旨を公告する。

沖縄県官報販売所
(リウボウ)
TEL 098-867-1726

官
報
掲
載

還付請求期間(6カ月)
=債権者の権利申立期間

債権者からの還付請求がなければ、全額取戻し可能

③公告をした旨 県に届け出を行う

④証明書交付願いの提出(添付書類:官報(写)、供託書(写))

6ヶ月経過

沖縄県

⑤証明書発行

旅行者

⑥法務局へ証明書提出

法務局

⑦営業保証金の還付

旅行者

※営業保証金の供託は法務局供託課へ……那覇地方法務局、沖縄支局、宜野湾出張所、名護支局、宮古島支局、石垣支局